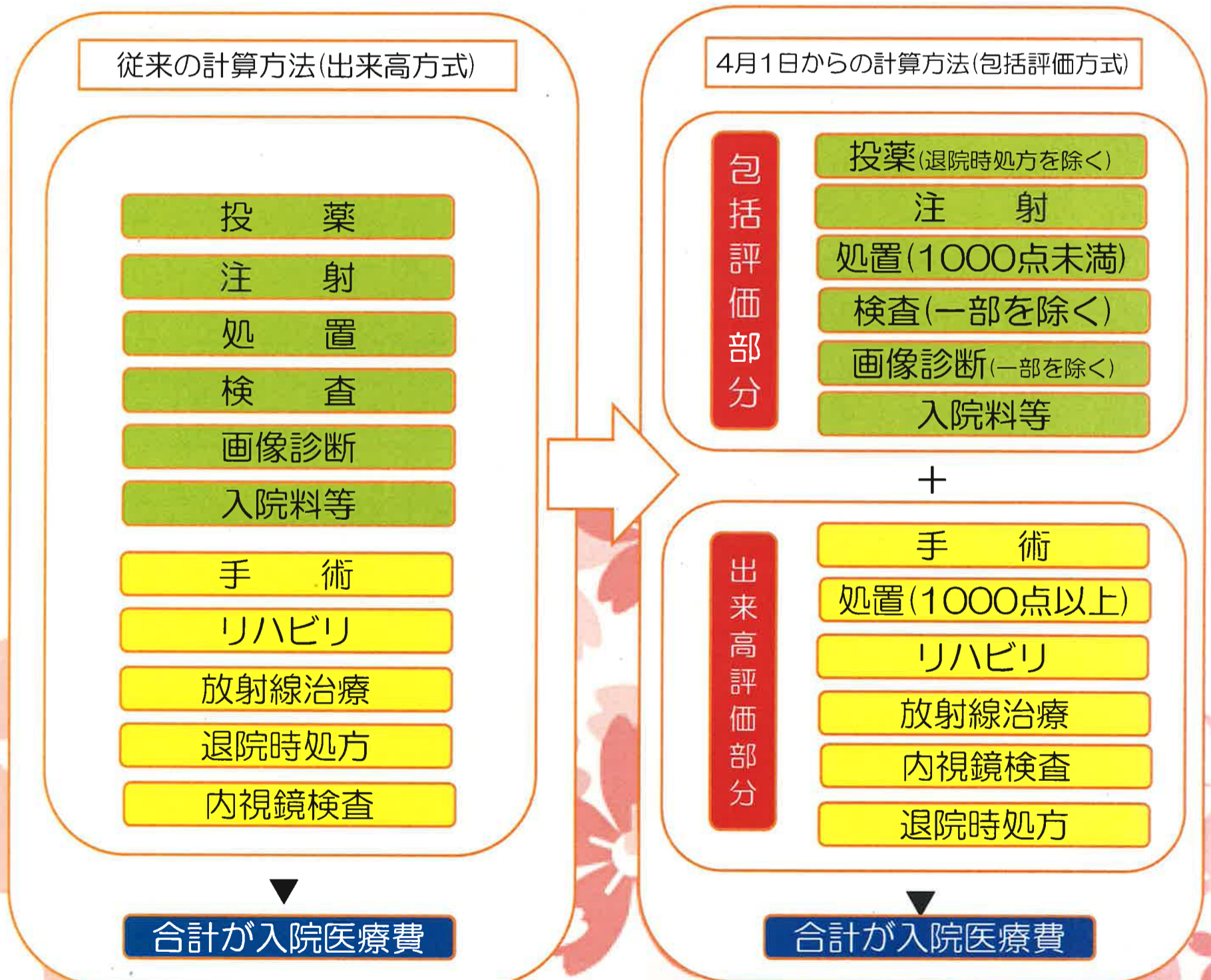


平成28年4月1日より 入院医療費の算定方法が変わります

当院は平成28年4月1日より厚生労働省の指定を受け『DPC対象病院』となります。
これにより、平成28年4月1日以降に入院される患者さまの入院医療費の算定方法が、従来の医療行為一つひとつを積み上げて計算する『出来高払い』から『DPC（診断群分類別包括評価算定制度）』による入院費用の包括計算方式となります。
なお、外来は従来の計算方式（出来高方式）で医療費を計算します。

DPC(診断群分類別包括評価算定制度)とは
診療行為ごとに医療費を計算する『出来高方式』とは異なり、患者さまの傷病名や手術、処置等の治療内容に応じて分類された「診断群分類」に基づき、1日あたりの定額の医療費を基本として、入院医療費を計算する方式です。

【DPCによる入院医療費の計算方法】



入院医療費の算定方式が変更になっても、今までの医療サービスや各種健康保険等の取り扱いにつきましては変更ありません。

ご不明な点につきましては、医事受付までお問い合わせ下さい。

DPCについて Q & A

Q1.全ての入院患者さんがこの制度の対象となりますか？

A：当院では1病棟、2病棟、3病棟、5病棟(514～525号)が対象となります。

ただし、以下に該当する場合は従来どおりの出来高方式となります。

- 自賠責・労働災害・公務災害の保険診療による入院
- 治験対象による入院
- 病名がDPC制度のいずれにも該当しない入院
- 入院後24時間以内に死亡された場合
- 非常に長期の入院や手術・麻酔・リハビリ・一部の高額な検査や処置を必要とする場合、高額な薬剤を使用する化学療法入院の一部

Q2.入院中の投薬や注射は全て包括となりますか？

A：入院中に処方されたものでも、退院後に飲まれる薬や手術中の注射薬は対象外となります。

Q3.食事代(食事療養費)はどうなりますか？

A：食事代金は従来どおり実費請求となりますので、DPC・出来高分に合わせ請求いたします。また有料個室をご利用の場合も同様です。

Q4.医療費は高くなりますか？それとも安くなりますか？

A：DPCでは、入院中の病名や診療内容によって1日あたりの診療点数が決まります。

従って出来高方式と比べて、入院医療費が高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また、入院日数によっても1日あたりの点数が変わる仕組みになっていますので一概ではありません。

Q5.平成28年4月1日より前に入院したら入院費の計算はどうなりますか？

A：DPCは平成28年4月1日以降に入院された方が対象になります。

平成28年3月31日までに入院された場合は出来高による入院費の計算になります。

Q6.入院中に“病名”や“診療科”が変更になった場合の入院医療費はどうなりますか？

A：DPCでは、1回の入院に対して1つの病名というのが基本的な考え方です。入院中の症状の経過や治療内容によって病名(DPC)が変更になった場合は、入院初日に遡って医療費の計算をやり直します。この場合、既にお支払いいただいた医療費につきましては、退院時または翌月の入院費請求時に過不足を調整いたしますので、予めご了承下さい。

Q7.特定疾患(公費)や高額療養費の取り扱いについてはどうなりますか？

A：特定疾患(公費)の病名が、「入院の主たる治療目的」である場合は、特定疾患(公費)の適用になります。

高額療養費についても、従来どおり取り扱いに変更はありません。

Q8.DPCになったら早く退院させられることはありませんか？

A：入院や退院の判断は、医師が医学上の判断に基づいて行います。治療の必要があるにもかかわらず、退院をお願いすることはありません。

このほかにご不明な点等ございましたら、お気軽に医事受付にお声かけ下さい。